

第4章

各分野の方針

都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画マスタープラン」

本章では、千葉市型コンパクト・プラス・ネットワークの実現を目指し、本市固有の資源である豊かな緑と水辺の保全・創出、活用を図るとともに、居住や都市機能の緩やかな集約や、公共交通の利便性の維持・向上を推進することで、本市に暮らす全ての人々が生活利便性や暮らしやすさを実感でき、また頻発・激甚化する災害への対応や、都市空間のユニバーサルデザイン化の促進、及び地域防犯や交通安全対策の推進を進め、誰もが安全・安心に暮らせる環境を形成するために、各分野の方針を定めます。

第1節 緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくりに関する方針

第2節 コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくりに関する方針

第3節 安全・安心な都市づくり・まちづくりに関する方針

第4節 千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図

4 第1節 緑と水辺の豊かな都市づくり・まちづくりに関する方針

1 緑と水辺の保全・創出、活用に関する方針



①基本方針

- 本市は、西部には東京湾の水辺が、東部の下総台地には大規模な緑が広がり、また、東京湾や印旛沼に流入する都川、花見川、鹿島川などの河川を有します。地形は全体的に平坦で都市の成長とともに市街化が進みましたが、首都圏の大都市でありながら、市域の約半分が緑と水辺という恵まれた環境にあります。
- これらの豊かな緑と水辺は、縄文の昔から続く本市の資源であり、将来にわたり保全していくとともに、これまで蓄積してきた緑と水辺のストック(財産)の質を高めつつ、新たに創出される緑と水辺の空間をも含めて、緑と水辺によって、もたらされる様々な効用を都市づくりに十分に活かしていきます。
- 全市レベルでは、緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点において、総合公園や運動公園などの大規模公園を配置してきており、こうしたすごしたくなる緑と水辺の11拠点においては、子どもだけでなく多世代が関われるように官民連携により公園の再整備や管理運営を進め、機能の充実を図ります。
- 近隣レベル地域のシンボルとなる公園においては、リノベーション²⁰を図るとともに、その他の身近な公園においては、公園間で機能分担を図り、特色を持たせ、多様な主体と連携して管理・運営の充実を図ります。
- 海辺、川辺、公園、街路樹、住宅・民間・公共施設、花の空間、空閑地、農地、谷津田・森林などを本市のグリーンインフラと捉えて、こうしたグリーンインフラの保全・創出、活用を図ります。

②水辺空間に関する方針

- 河川の改修・整備にあたっては、治水面での安全性を確保しながら、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、生き物の生息・生育・繁殖環境、河川の水質保全や川辺の景観保全・創出に資する多自然川づくりを引き続き推進します。
- 海辺での官民連携による魅力向上を継続するとともに、今後は海辺と内陸をつなぐ、川辺に関する施策の充実を図ることとし、川辺の良さを実感できるアクティビティの充実や川辺でリラックスして過ごすことができる環境づくりを進めます。

²⁰ リノベーション：既存の建物や公園などについて、大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えることを指す。

③農地等に関する方針

- 本市の内陸部の優良農地の保全とともに、農とふれあえる環境の充実を図ります。
- 花見川、勝田川、鹿島川沿岸及び椎名崎地区などの土地改良事業区域内の農地並びに農用地区域に指定されている一団の優良農地は、今後ともその保全を図ります。
- 土気地区、泉地区及び誉田地区などの本区域東部の畑作地帯については、優良な農地として保全します。
- 市街化区域内の緑地や農地については、都市の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区などの活用により保全に努めるとともに、多様な機能を有する地域資源として積極的な活用を図り、魅力ある都市空間の創出を進めます。

④公園・緑地に関する方針

a 公園・緑地の整備・活用に関する方針

ア. 公園

- 緑と水辺の骨格上や骨格軸が交差する地点において、緑のネットワークの核となるよう総合公園や運動公園などを適切に配置します。
- 地域の実情を踏まえ、身近な運動や休養の場、災害時の避難地などとして、街区、近隣、地区公園などを適正に配置します。
- すごしたくなる緑と水辺の11拠点と身近な公園の充実を図ります。公園の活用にあたっては、地域の実情を踏まえた、訪れたい公園や災害時の際に役立つ公園への転換を図るため、身近な公園に特色を持たせ、公園間での機能分担やシンボルとなる公園のリノベーションを図ります。

イ. 緑地

- 首都圏レベルでは、本市の東部に位置する泉地区から土気地区にかけて、首都圏有数の良好な自然環境が残されており、首都圏近郊緑地保全区域に指定されています。こうした地域の緑の保全に努めます。
- 全市レベルでは、2放射・3環状からなる緑と水辺の骨格軸上に位置する緑について、自然環境や都市防災上重要であるだけでなく、都市景観を構成する貴重な環境資源であり、さらに谷津田などでは生物多様性保全上も重要であるため、こうした地域の緑の保全を図ります。
- 市街地周辺の良好な樹林地については、法令などによる保全を図ります。
- 旧海岸線沿いに残る防風保安林及び都川、花見川、鹿島川沿い一帯に広がる農用地区域は、環境保全上も重要であり、今後も関係法令により保全を図ります。また、市街化区域内の農地について、生産緑地の指定とともに、特定生産緑地への移行に努めます。
- 谷津田・森林については、全市レベルでの緑と水辺の骨格における緑地保全を推進し、適切な緑地管理を進めます。

緑被地の確保目標

緑被率	令和 5 年度(2023 年度)	令和 14 年度(2032 年度)(目標)
	48.6%	現状維持

b 主要な公園・緑地の確保目標

- おおむね10年以内に整備を予定する公園・緑地は、次のとおりとします。

ア. 公園緑地の施設緑地

【整備】

種 別	名 称 等
広域公園	・ 幕張海浜公園
総合公園	・ 都川総合親水公園
近隣公園	・ 検見川中央公園
墓園	・ 平和公園

【再整備】

種 別	名 称 等
広域公園	・ 幕張海浜公園
総合公園	・ 千葉公園
総合公園	・ 千葉北部総合公園
総合公園	・ 稲毛海浜公園

(注)おおむね 10 年以内に着手予定及び施行中の施設などを含むものとします。

2 環境配慮に関する方針



① 基本方針

- 生物の生息環境となりうるような質の高い緑の空間の創出や既存の自然環境の保全を図ります。
- 鉄道、モノレール、路線バスなどの公共交通や自転車の利用しやすい環境整備を進めるとともに、公共交通の沿線に居住や都市機能の緩やかな集約化を図り、徒歩や公共交通を中心とした移動により、安心して暮らせるコンパクトな都市づくり・まちづくりを進め、二酸化炭素排出の削減を進めます。
- 都市づくりの分野においても、限りあるエネルギー、資源の有効活用や、再生可能エネルギー²¹の導入を促進します。
- 自動車から公共交通への利用の転換を促進し、走行環境の改善による自動車交通の整流化を進めます。
- 脱炭素社会に向け、建築物に対しては、エネルギー効率のよいシステムの導入や二酸化炭素の排出の抑制を図るとともに、良質な住宅ストックの形成や空き家対策の推進を図ります。また、多くの建築物の更新時期を迎えている都心部においては、脱炭素社会の実現に向けた施策展開を進めます。

²¹ 再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスなど、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。

4 第2節 コンパクトで賑わいのある都市づくり・まちづくりに関する方針

1 土地利用に関する方針



①基本方針

- 各地域の資源や特性を活かすとともに、都市の活性化に資する商業・業務機能などの多様な都市機能の導入、良好な居住環境や自然環境の保全などを図るため、適切な土地利用の誘導を進め、快適でゆとりある質の高い都市空間の形成を図ります。
- [再掲]鉄道、モノレール、路線バスなどの公共交通や自転車の利用しやすい環境整備を進めるとともに、公共交通の沿線に住居や都市機能の緩やかな集約化を図り、徒歩や公共交通を中心とした移動により、安心して暮らせるコンパクトな都市づくり・まちづくりを進め、二酸化炭素排出の削減を進めます。
- 本ビジョンを踏まえた土地利用を誘導していくために、主要用途やエリアの特性に応じた土地利用の規制・誘導に係る基本的な考え方を土地利用誘導方針として定め、土地利用計画制度の適切な運用を図ります。

②土地利用(用途)の方針

a 商業・業務地

- 広域的な拠点である都心には、大型商業施設やオフィスビルなどの商業・業務機能などの都市機能の集積と土地の高度利用により、多様な機能が調和した複合的な土地利用を誘導します。
- 地域拠点である鉄道駅周辺などにおいては、日常生活サービスを支える商業機能などを配置し、地域の生活拠点の形成を図ります。

ア. 千葉都心

- 本市の中心的な拠点として、交通の利便性が高いことから、商業・業務機能、文化機能、行政機能などの複合的な都市機能の集積を図り、地域の歴史や文化資源などを活かし、県都の玄関口にふさわしい市街地の形成を進めます。
- 千葉駅周辺においては、容積率緩和制度の柔軟な運用により、商業・業務機能の一層の集積を図ります。

イ. 幕張新都心

- 商業機能、国際交流機能、国際的業務機能、研究開発機能、文教機能、スポーツ・レクリエーション機能などの複合的な都市機能の集積を進め、首都圏をけん引する広域的な拠点の形成を図ります。

ウ. 蘇我副都心

- 商業機能や臨海部の既存の研究開発機能などと連携した業務機能の集積やスポーツ・レクリエーション機能の充実を図り、海辺空間などの地域資源を活かし、副都心にふさわしい市街地の形成を進めます。

エ. 鉄道駅周辺等

- 鉄道駅周辺など(西千葉、稲毛、新検見川、幕張、幕張本郷、稲毛海岸、検見川浜、都賀、鎌取、誉田、土気、浜野、千城台)においては、日常生活の利便性を高める商業・サービス機能の適切な誘導を図り、市民生活を支える地域拠点の形成を図ります。
- 身近な生活圏で日常の生活サービスが受けられるよう、地域の特性に応じた商業・サービス機能の集積を図ります。また、国道14号などの幹線道路沿いには、沿道利用型の商業・サービス機能の集積を図ります。

カ. 工業地

- 成田国際空港と東京国際空港の中間に位置し、全国有数の貨物取扱量を誇る千葉港を有しているなど、本市の立地特性を活かすとともに、産業振興の取組みと連携し、都市の活力や雇用の場の確保や定住を促進するため、先端技術などを活用した工業の高度化や多様な分野の産業に係る技術や人材の相互連携などによる新たな価値が生まれる活力ある産業の集積を図ります。

ク. 臨海部の工業地

- 京葉臨海工業地帯の一翼を形成する臨海部の工業地においては、鉄鋼業や食品製造業などが集積しており、港湾機能や流通機能などの立地特性を活かした産業集積を進め、活力ある工業地として一層の機能充実を図ります。

コ. 内陸部の工業地

- 内陸部の既存の工業地は、周辺の住宅地などとの調和に十分留意しつつ、交通利便性の高い立地特性を活かし、今後も産業集積を図ります。

c 流通業務地

- 国際拠点港湾に指定されている千葉港の千葉地区については、首都圏の流通拠点として、さらには世界に開かれた国際港としての港湾機能の充実・強化を図り、近代的な港湾環境の整備を進めます。特に、千葉港・千葉地区のうち千葉中央地区については、今後も岸壁整備や埠頭用地の造成などによる港湾機能の強化を図り、流通業務地の形成を図ります。また、旅客船さん橋及びターミナルの活用により賑わい創出を図り、港湾振興に努めます。
- 市民の消費活動に重要な役割を担っている千葉市地方卸売市場は、今後も市場の活性化などに努め、千葉県の実質的拠点市場としての確立を目指します。

d 住宅地

- 良好な住環境の形成を図るため、商業・業務地との均衡を図り、鉄道駅周辺などの既成市街地や計画的な市街地整備が行われた地区や進められている地区に住宅地を配置します。
- 千葉都心においては、商業・業務機能などの都市機能とバランスがとれた適切な居住機能の誘導を図ります。
- 幕張新都心においては、計画的に整備された優れた景観と緑と水辺を活かし、多様なライフスタイルに対応した居住機能の導入を図ります。
- 蘇我副都心の蘇我臨海部には、既成市街地や公園緑地などとの近接性を活かした良好な住環境の形成を図ります。
- 今後の人口減少や脱炭素社会に対応するため、良質なストックの活用や空き家対策を進め、快適に住み続けられる住環境の形成を図ります。

e 用途転換、用途純化又は用途の複合化

- 工場移転などによる大規模な遊休地においては、土地の有効利用を図るため、周辺市街地との環境の調和に配慮しつつ、地域の特性に応じた土地利用を促進し、適切な用途の見直しを行います。
- 再開発等促進区を定める地区計画を定め、目指す市街地像が概成した地区においては、土地利用に相応しい用途への転換を図ります。

③建築物の密度に関する方針

a 商業・業務地

- 千葉都心、幕張新都心及び蘇我副都心については、鉄道駅周辺を中心に商業・業務機能などのさらなる集積・更新を図るため、都市基盤の整備状況などの立地特性を勘案し、高密度による土地利用と土地の合理的かつ健全な高度利用を図ります。
- 地域拠点である鉄道駅周辺などの商業地については、商業・業務機能を主体とした都市機能の導入を図る必要がある場合は、地域特性を踏まえ、適切な土地の高度利用を図ります。
- JR稲毛駅周辺の商業地については、地区の特性に応じた土地の有効活用を進めるため、高密度な土地利用を図ります。

b 工業・流通業務地

- 工業地・流通業務地については、周辺住宅地などへの影響に十分配慮しつつ、その用途に応じた適正な密度による土地利用を図ります。

c 住宅地

- 良好な居住環境を維持するため、低層住宅地及び中高層住宅地を適正に配置し、それぞれの地域特性に相応しい密度の利用を図ります。

④市街化調整区域の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和

- [再掲]花見川、勝田川、鹿島川沿岸及び椎名崎地区などの土地改良事業区域内の農地並びに農用地区域に指定されている一団の優良農地は、今後ともその保全を図ります。
- [再掲]土気地区、泉地区及び誉田地区などの本区域東部の畑作地帯については、優良な農地として保全します。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制

- 河川沿いの低地部などについては、浸水被害のおそれがあることから、市街化の抑制や適切な土地利用の誘導に努めます。
- 市街化調整区域の開発にあたっては、災害の防止の観点から浸水被害などの災害リスクがある区域を除外するなど、開発許可制度の適切な運用を図ります。

c 自然環境形成の観点から必要な保全

- 本市の東部に位置する泉地区から土気地区にかけては、首都圏有数の良好な自然環境が残されており、特に首都圏近郊緑地保全区域においては、広大な樹林地から構成された緑地が残されていることから、今後もその環境の保全に努めます。
- 本区域内の各地に存在する斜面緑地については、自然環境や都市防災上重要であるだけでなく、都市景観を構成する貴重な環境資源であることから、積極的にその保全を図ります。

d 秩序ある都市的土地利用の実現

- 市街化調整区域において、農林漁業との健全な調和を図られた産業集積の拠点など計画的な市街地の形成を進める必要がある場合は、市街化区域への編入を検討します。
- 東関東自動車道などのインターチェンジ周辺などにおいては、農林漁業との健全な調和を図り、開発許可制度や地区計画制度などを活用し、交通利便性を活かした流通業務地の形成を目指します。

2 都市交通ネットワークに関する方針



① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

- 本区域は、JR千葉駅を中心として、県下の広域交通ネットワークが結節する交通の要衝の地となっており、鉄道網などについては、東京湾岸に沿ってJR総武線、JR京葉線、JR内房線、京成電鉄千葉線、内陸部へはJR外房線、JR総武本線、京成電鉄千原線、臨海部と内陸部を結ぶ千葉都市モノレールにより構成されています。
- 道路網については、高規格道路の東関東自動車道水戸線、館山自動車道、京葉道路及び千葉東金道路が整備されています。また、一般広域道路の国道14号、16号、51号、357号、及び浜野四街道長沼線及び千葉大網線などの主要地方道が周辺市町村との連絡機能を果たしています。
- バス交通網については、民営による路線バスが運行されており、市内の広範囲をカバーしているとともに、成田国際空港や東京国際空港、県内各地域を結ぶ高速バスが運行されています。
- 本市は、首都圏及び成田国際空港や東京国際空港への近接性を活かし、人や物の交流による多様な都市活動を支える広域的な交通ネットワークの強化や、鉄道や千葉都市モノレール及びバスなどの公共交通の効率化とともに、持続可能な交通サービスの実現が求められています。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系の基本方針を次のとおり定めます。

- 社会・経済活動の基盤である、人や物の交流・連携を支える広域道路ネットワークの効率的・重点的な整備を図ります。
- 本市は、首都圏における主要な拠点都市であることから、東京湾沿岸域の都市相互の広域的な連携を推進し、沿岸域の環状的な交通ネットワークの形成を推進します。
- 生活や都市活動を支え、都市構造の軸となる幹線道路の拡幅などの改善を行い、自動車交通の整流化に努めます。
- 公共交通のバリアフリー化の推進や鉄道・バスなどの交通結節点の機能強化を進めるとともに、テクノロジーの進展に伴う新たな移動手段やMaaSなどの新たな交通サービスを活用し、人々が自由に移動できる魅力的な移動環境を創出し、安全・安心で、地域の暮らしを支える持続可能な交通サービスの実現を図ります。

- [再掲]鉄道、モノレール、路線バスなどの公共交通や自転車の利用しやすい環境整備を進めるとともに、公共交通の沿線に居住や都市機能の緩やかな集約化を図り、徒歩や公共交通を中心とした移動により、安心して暮らせるコンパクトな都市づくり・まちづくりを進め、二酸化炭素排出の削減を進めます。
- 自転車を活用したまちづくりを推進するため、身近な移動手段である自転車の利用環境の整備を進めます。
- 誰もが安全かつ快適に共存できる環境を整備するため、交差点や歩道、自転車走行環境を整備するとともに、駐輪場の整備などの放置自転車対策を推進します。

b 整備水準の目標

- 令和4年(2022年)3月末現在、整備済み幹線街路の密度は約0.94km/km²です。今後は、交通体系の基本方針に基づき効率的な道路整備に努めます。

②主要な施設の配置の方針

a 道路

- 本区域の道路整備については、基本方針にある広域道路ネットワークと市内幹線道路ネットワークの整備を進めることにより、県都1時間構想を支え、市内拠点間30分構想の実現を図ります。
- 都市計画決定している道路のうち長期未着手になっている道路については、将来交通量やその他周辺の状況などを勘案し、必要に応じて、都市計画の見直しを検討します。

【高規格道路】

- 東関東自動車道水戸線、館山自動車道、千葉東金道路及び京葉道路に加え、東京都区部や首都圏各都市との連携強化を図るため、東京湾岸道路、新湾岸道路や千葉東金道路、千葉環状道路などからなる広域道路ネットワークの形成を図ります。

【幹線道路】

- 本区域の幹線道路網は、都心部に至る一般国道及び主要地方道などから成る放射道路で構成されており、都心部に流入する交通を適切に分散させる千葉中環状道路などの整備を進め、交通の円滑化を図るとともに、近隣市町村との連絡を強化するネットワークの形成を図ります。
- 市内の拠点や交通結節点へのアクセスや地域間を結ぶ道路整備を行うとともに、道路空間における安全性の向上を図ります。

【主要駅前広場等】

- 交通結節点である鉄道等の各駅については、利用者の円滑な乗り継ぎを図るため、必要に応じて駅前広場などの整備により、交通結節機能の確保・拡充に努めます。

b 鉄道等

- 通勤・通学などの主要な交通手段となっている鉄道などの利便性を向上するため、交通結節点の機能の強化やバリアフリー化を推進し、身近な移動手段が充実した、安全・安心で、都市の魅力向上に資する持続可能な交通サービスの実現を進めます。
- 公共交通の維持・確保及び地域の実情に応じ、グリーンスローモビリティなどの地域の暮らしを支える柔軟な交通サービスの構築に努めます。
- 千葉都市モノレールについては、環境にやさしい持続可能な交通サービスとして、新型車両の更新や回生電力の有効活用に資する設備の導入を促進し、脱炭素化を進めます。

c 駐車場等

- 自動車駐車場については、「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により、建築物に対して適正な駐車施設の附置を進め、まちづくりと連携した駐車対策を推進します。
- 自転車駐車場については、地域の駐車実態を踏まえ、自転車駐車場の整備を進めるとともに、「千葉市自転車等の放置防止に関する条例」による自転車駐車場の設置や駅周辺における放置自転車対策を推進します。また、自転車を活用したまちづくりの推進するため、自転車の利用環境整備やシェアサイクルの推進を進め、自転車の活用と利用促進を図ります。

③主要な施設の整備目標

■ おおむね10年以内に整備を予定する施設などは、次のとおりとします。

主要な施設	名称等
道路 等	<p>【都市計画道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・3・8号 村田町線 ・ 都市計画道路3・3・15号 美浜長作町線 ・ 都市計画道路3・3・17号 貝塚町若松町線 ・ 都市計画道路3・3・24号 塩田町誉田町線 ・ 都市計画道路3・3・43号 磯辺茂呂町線 ・ 都市計画道路3・3・13号 誉田駅前線 ・ 都市計画道路3・5・14号 中央今井町線 ・ 都市計画道路3・3・22号 大膳野町誉田町線 ・ 都市計画道路3・4・30号 南町宮崎町線 ・ 都市計画道路3・4・130号 加曽利町大森町線 ・ 都市計画道路3・4・37号 幕張本郷松波線 ・ 都市計画道路3・4・131号 松波要町線 ・ 都市計画道路3・5・75号 新田町村田町線 ・ 都市計画道路3・6・88号 千葉港黒砂台線 ・ 都市計画道路3・4・80号 本町星久喜町線 ・ 都市計画道路3・4・29号 千葉寺町赤井町線 ・ 都市計画道路3・4・129号 大森台駅前線 ・ 都市計画道路3・4・50号 柏井町三角町線 ・ 都市計画道路3・6・87号 寒川町線 ・ 都市計画道路3・5・81号 幕張町稲毛町線 ・ 都市計画道路3・4・113号 検見川町花園町線 ・ 都市計画道路3・3・16号 幕張町武石町線 ・ 都市計画道路3・4・38号 新町若松町線 ・ 都市計画道路3・3・27号 越智町土気町線 ・ 都市計画道路3・4・34号 園生町柏井町線 ・ 都市計画道路7・5・3号 市場町亥鼻線 ・ 都市計画道路7・4・5号 萩台町1号線 ・ 都市計画道路3・1・2号 幕張町村田町線 等 <p>【駅前広場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本旅客鉄道誉田駅南口 ・ 東日本旅客鉄道千葉駅西口、東口 ・ 東日本旅客鉄道幕張駅北口 ・ 京成電鉄大森台駅 等

(注)おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設などを含むものとします。

3 下水道及び河川に関する方針



① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

【下水道】

下水道は、生活排水などの汚水処理や大雨などの雨水排除による「公衆衛生の向上」、「都市の健全な発達」、「公共用水域の水質保全」という下水道の役割を果たしていくため、「千葉市下水道中長期経営計画(令和3年度(2021年度)～令和14年度(2032年度))」で定めた3つの方針を基本方針とします。

- 安全・安心で快適な生活を支える下水道
 - ・雨水管きよや雨水浸透施設を整備し、大雨による浸水被害の軽減に努めます。
 - ・下水道施設の耐震化を行い、地震時においても下水道の機能を維持できるように努めます。
 - ・下水道ストックマネジメントの手法に基づいた効率的な維持管理と改築更新を行い、安定して下水道の機能を確保できるように努めます。
- 環境の保全と循環型社会を目指す下水道
 - ・これまでの放流水質の適正管理を行いながら、高度処理施設を整備し、東京湾への放流水の一層の水質向上に努めます。
 - ・省エネルギー設備や太陽光発電の導入を検討し、地球温暖化の要因である温室効果ガス排出量の削減に引き続き取り組んでいきます。
 - ・消化ガスの利用や下水汚泥の活用など、下水道資源の有効利用に努めます。
- 健全な経営に基づいた持続可能な下水道
 - ・官民連携を推進し、民間企業のノウハウを活用して効率的な運営に努めます。
 - ・長期的な視点と見通しに立って、財政運営と人材育成に取り組んでいきます。
 - ・広報などを通して、下水道の目的や役割など分かりやすい情報の発信に努めます。

【河川】

- 本区域を流れている河川には、一級河川印旛放水路(花見川)、鹿島川及び勝田川の一級河川並びに都川ほか8河川の二級河川、さらに準用河川である生実川があります。各河川は、本区域の雨水排水に重要な役割を果たしていますが、近年の人口増加さらには市街地の外延的拡大に伴い、治水安全度が相対的に低下してきています。このため、今後も河川改修事業を推進するとともに、治水の安全性を確保するため樹林地や農地等の保全などを図り、流域が本来有している保水、遊水機能の確保に努めます。
- 市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の整備などの水循環に配慮した総合的な治水対策を講じつつ、地域特性に即した水辺環境整備を含めた河川の整備を進めることを基本方針とします。

b 整備水準の目標

【下水道】

- 浸水被害の軽減は、「千葉市雨水対策重点地区整備基本方針」に基づいた浸水リスクの高い「重点地区」を計画降雨65.1mm/hに引き上げて整備を実施します。
- 地震対策は、下水道施設の耐震化を進め、大規模地震発生時における下水道の流下・処理機能を確保します。

【河川】

- 本区域の河川の整備水準は、河川ごとに定められる計画規模に基づくものとします。

②主要な施設の配置の方針

a 下水道

- 浸水対策は、近年の局地的な大雨などに対して浸水被害を軽減するため、雨水対策重点地区整備基本方針に基づいた浸水リスクの高い「重点地区」、その他の「一般地区」において、雨水管きょや貯留槽の整備を進めます。
- 地震対策は、大規模地震発生時における下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化を進めるとともに、マンホールトイレの設置を進めます。
- 老朽化対策は、下水道の適正な機能を維持するため、ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の改築を進めます。また、将来人口減少に伴う汚水量を考慮し、老朽化したポンプ場の統廃合を進めます。
- 資源有効利用は、南部浄化センターにおいて、老朽化が進んでいる污泥焼却炉の更新に合わせ、污泥有効利用施設の整備を進めます。

b 河川

- 本区域を流れる一級河川印旛放水路(花見川)、勝田川、二級河川都川、坂月川、支川都川、生実川及び準用河川生実川の河川改修整備を推進します。
- 新市街地の整備にあたっては、地区の有する従来の保水・遊水機能に配慮し雨水貯留施設の設置等の流出抑制策などを講じ、河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努めます。
- 河川改修にあたっては、現在の自然環境などに十分配慮した改修を行います。

③主要な施設の整備目標

- おおむね10年以内に整備を予定する施設などは、次のとおりとします。

主要な施設	名称等
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水対策 東寺山地区、東千葉地区、宮崎地区、都第1地区、黒砂地区、出洲地区、草野地区、原東・原西地区、高品地区、本町地区、中央地区、北部第1地区、寒川地区 ・ 地震対策 中央処理区、南部処理区、印旛処理区の汚水・雨水管きよ南部浄化センター、ポンプ場 ・ 老朽化対策 中央処理区、南部処理区、印旛処理区の汚水・雨水管きよ南部浄化センター、中央浄化センター、ポンプ場 ・ 資源有効利用 南部浄化センター 下水汚泥固形燃料化施設
河川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一級河川 印旛放水路(花見川) ・ 二級河川 都川 ・ 二級河川 支川都川 ・ 二級河川 生実川 ・ 準用河川 生実川

(注)おおむね10年以内に着手予定及び施行中の施設などを含むものとします。

4 その他の都市施設に関する方針



①基本方針

- 本市のもつ固有の資源と特性を活用するとともに、長期的な展望に立ち、都市機能の向上と良好な都市環境の保持を図るため、ごみ処理施設の整備などを進めます。

②主要な施設の配置方針

a ごみ処理施設

- 運用する清掃工場を3工場から2工場にすることで、効率的なごみ処理を行い、3用地で2清掃工場を運用するとともに、老朽化に合わせて計画的に代替施設の整備・改修を行います。
- リサイクル施設については、循環型社会の実現のため、より高度な資源化技術を導入し、資源の有効利用を推進するとともに、最終処分場については、長期的には新規の施設が必要となることから検討を進めます。

③主要な施設の整備目標

- おおむね10年以内に整備を予定する施設などは、次のとおりとします。

主要な施設	名称等
ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新清掃工場(北谷津用地) ・ 新清掃工場(新港用地) ・ 次期リサイクルセンター

5 市街地整備に関する方針



①基本方針

- 少子高齢化や都市基盤の老朽化、ライフスタイル・ワークスタイルの変化など、多様かつ刻々と変化する都市課題に対応し、持続可能な発展を維持するため、市街地再開発事業などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。
- 密集した市街地や都市基盤の整備が急務となっている市街地などにおいては、土地区画整理事業などにより、道路などの都市基盤の整備改善や良好な市街地形成による住環境整備、防災性の向上などを図ります。
- 都市計画決定後、長期にわたり事業化されていない土地区画整理事業の長期未着手地区については、事業の必要性や実現性などの検証を行い、必要に応じ、都市計画の見直しを行います。
- 具体的な市街地開発事業の方針や計画的な市街地開発事業を図るべき地区などについては、「都市再開発の方針」に定めます。

②市街地整備の目標

- おおむね10年以内に実施する予定の事業は、次のとおりとします。

事業名等	地区名称等
土地区画整理事業	・ 寒川第一地区 (約17.7ha)
	・ 検見川・稲毛地区 (約68.0ha)
	・ 東幕張地区 (約26.1ha)
市街地再開発事業	・ 新千葉2・3地区 (約0.3ha)

(注)おおむね10年以内に着手予定及び施行中の事業を含むものとします。

6 住環境の維持に関する方針



① 基本方針

- 今後の人口減少社会に対応するため、既存ストックの活用や日常生活に必要な身近なサービス機能の確保など、各地域の特性に応じた、快適に住み続けられる住環境の形成を図ります。
- 土地区画整理事業などにより計画的な整備が行われている地区や建築物が密集した市街地においては、それぞれの地区の特性に応じ、居住環境の改善を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。
- 良好な居住環境が形成されている市街地や土地区画整理事業などにより計画的に整備された市街地では、地区計画や建築協定などの制度を活用し、良好な居住環境の維持・保全を図ります。
- 住宅団地においては、道路・公園などのインフラや教育・公共公益施設などの既存ストックを活かした住環境の維持や、多様な世代が居住する居住環境の形成を図ります。

7 都市空間に関する方針



① 基本方針

- 計画的に整備された都市基盤や官民の遊休不動産などの既存資源を積極的に活用することで、都市のスポンジ化や地域コミュニティの醸成など、都市が抱える複合的課題に対応した持続可能な都市づくり・まちづくりを進めます。
- まちなかを自動車中心から多様な人々が集い交流するひと中心の空間に転換し、居心地が良く歩きたくなる都市空間の形成を図ります。また、官民連携により様々な人々が休む・憩う・交流することができる公共的な場の形成を進めます。
- 人々が、自宅や仕事場以外の、自分のための居場所としてのサードプレイス(一人でゆったりとたずめる場、自分らしくいられる場、仲間と楽しく語ったり趣味に興じたりすることができる場)をまちなかに見つけられるような都市空間の形成を進めます。
- その時々に応じて柔軟な使い方ができる「余白」となるような場をまちなかに設け、多様な活動が展開される都市空間の形成を進めます。
- 誰もが気軽にまちに出て、活用できるように、自然と触れ合える心地よい空間や、子どもも楽しめる空間、市民の誇りになるような空間など、人々にとって親しみや愛着が持てる空間の形成を進めます。ひと中心の豊かな都市空間の実現には、公共空間などを管理運営する新たな担い手が必要となることから、住民、地権者などの地域が主体となったエリアマネジメント活動の取組みを促進します。

8 都市景観に関する方針



① 基本方針

- 本市の貴重な財産である緑と水辺、歴史的資源を大切に守り育てることを基本とし、これらの要素を活かした良好な都市景観の形成を図ります。
- やすらぎやゆとり、あるいは賑わいや楽しさなど、市民が住まい、働き、憩うことに快適で、精神的な豊かさを享受できる景観の形成を図ります。
- 本市の新しい市民文化の向上と育成を目指し、市民の身近な視点を基本としながら、市民・事業者と市の協働による景観の形成を図ります。

4 / 第3節 安全・安心な都市づくり・まちづくりに関する方針

1 防災都市づくり・まちづくりに関する方針



①基本方針

- 首都直下地震の切迫性や風水害をはじめとした自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害に強い都市づくり・まちづくりをハード、ソフトの両面から進めます。
- 発災時の様々な課題を乗り越えるために、防災・減災対策と並行して、平時から災害発生時を想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復旧・復興の手順や体制を事前に準備します。
- 安全・安心な都市づくり・まちづくりを目指し、防災分野と連携を図り、市民との自助・共助の取り組みと合わせて、災害に強いまちづくりを推進します。

②市街地の防災性の向上に関する方針

- 市街地再開発事業や土地区画整理事業などの面的整備手法を活用し、都市基盤施設の整備とあわせて建築物の更新を図り、倒壊などの集中的被害を防止します。
- 将来の市街地化によるオープンスペースの減少を見据え、火災の延焼防止と避難者の安全確保を図るため、公園・緑地などの地区ごとの計画的な配置などを進めます。
- 広域火災の発生を未然に防止する観点から、道路・鉄道・河川などの延焼遮断帯としての機能の強化・整備を進めます。
- [再掲]市街地の開発にあたっては、雨水貯留浸透施設の整備などの水循環に配慮した総合的な治水対策を講じつつ、地域特性に即した水辺環境整備を含めた河川の整備を進めることを基本方針とします。

③土砂災害・浸水対策に関する方針

- 急傾斜地の崩壊対策や雨水貯留施設・河川の整備などを進めるとともに、がけ地付近からの移転などを促進することにより、局地的な大雨や大型台風による被害を未然に防止します。
- 市街地の浸水被害の防止のために下水道整備や河川改修事業を推進します。
- 雨水対策としては、大雨時に床上浸水が発生するなどの浸水リスクが高く、被害が発生した場合に、経済的損失が大きい都市機能が集積している地区を重点地区として位置付け、整備水準の引き上げにより対策を強化していきます。
- [再掲]河川沿いの低地部などについては、浸水被害のおそれがあることから、市街化の抑制や適切な土地利用の誘導に努めます。
- [再掲]市街化調整区域の開発にあたっては、災害の防止の観点から浸水被害などの災害リスクがある区域を除外するなど、開発許可制度の適切な運用を図ります。

④インフラの整備・耐震化等に関する方針

- 橋梁・下水道施設などの耐震化、道路の無電柱化、道路などのインフラの長寿命化の推進により、持続可能な公共インフラを確保するとともに、住宅の耐震化を促進し、大規模地震などの災害時において交通基盤や市民生活を維持するための機能を強化します。
- 主要幹線道路、市内幹線道路、地域間連絡道路、生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と、防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑道、広域避難場所、避難場所・避難所、地域防災拠点となる小・中学校などの市施設、市役所・区役所・防災関係機関、鉄道駅、その他公共施設などとのネットワーク化を総合的かつ計画的に検討し、道路網の順次整備を促進します。

2 身近な安心の確保に関する方針



①基本方針

- 誰もが自分らしく生活し、社会で活躍できるよう、鉄道駅、歩道、建物、公園など日常生活において利用する施設や経路の、ユニバーサルデザインを踏まえた面的・一体的なバリアフリー化の促進を図ります。
- テクノロジーの進展に伴う新たな移動手段を踏まえた道路整備や生活に密着した道路の改善を図るなど、誰もが安全・安心に暮らせる環境の整備を図ります。
- 若い世代の流入促進や分譲マンション支援、多世代の交流を促進する拠点づくりへの支援などを通じ、住宅団地の活性化や再生を図るとともに、市営住宅の計画的な改修や再整備など、住宅セーフティネットの充実を図り、多様なニーズに合わせ、様々な世代の人が安心して暮らせる住宅の提供を推進します。また、効率的・効果的な行政サービスの提供や公共施設の計画的な保全により、暮らしの利便性向上を推進します。

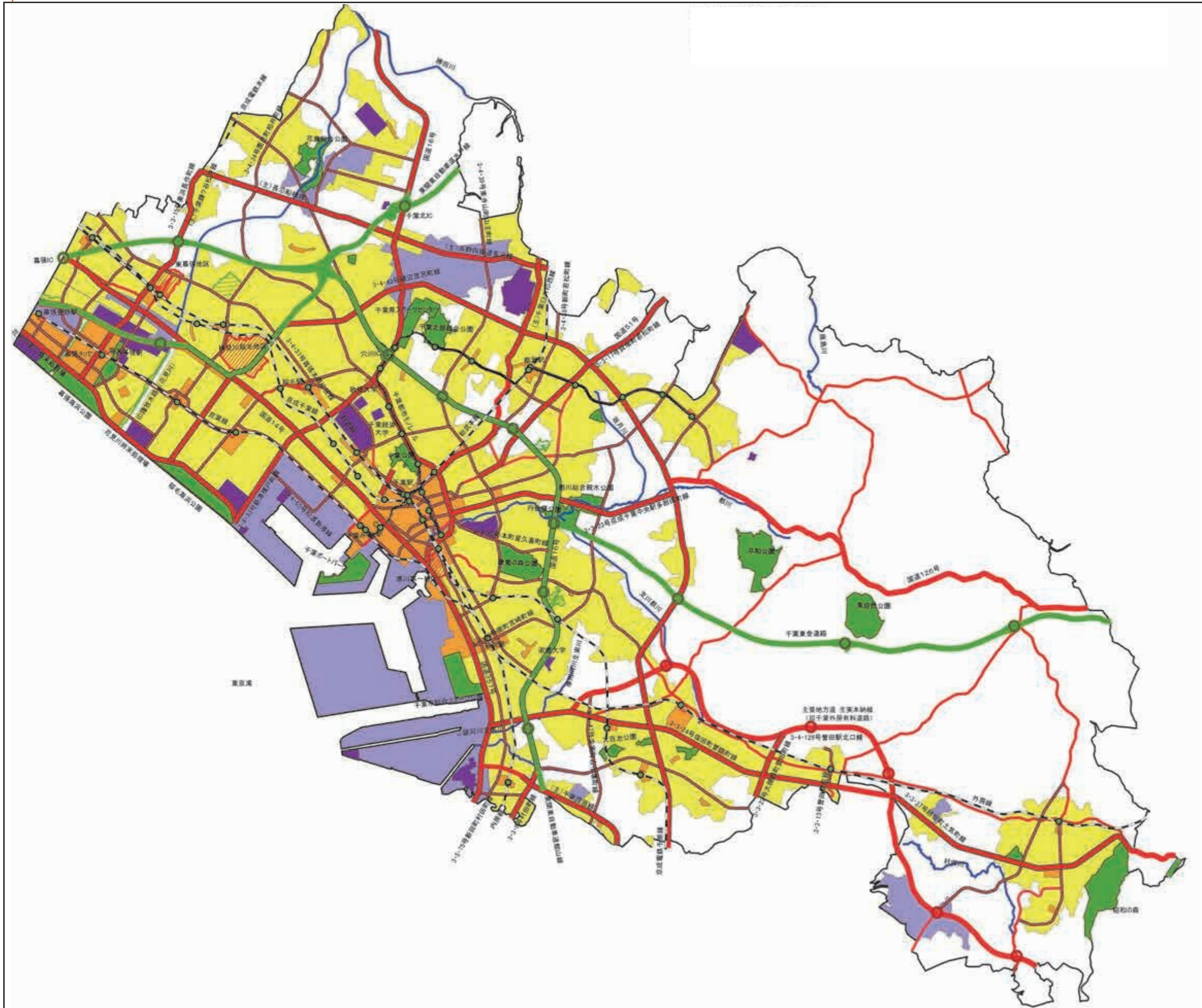
②安心して暮らせる環境整備に関する方針

- [再掲]公共交通のバリアフリー化の推進や鉄道・バスなどの交通結節点の機能強化を進めるとともに、テクノロジーの進展に伴う新たな移動手段やMaaSなどの新たな交通サービスを活用し、人々が自由に移動できる魅力的な移動環境を創出し、安全・安心で、地域の暮らしを支える持続可能な交通サービスの実現を図ります。
- 生活に密着した道路の改善を図るとともに、自転車を活用したまちづくりの推進による交通安全や防犯対策の取組み推進による地域防犯力の向上により、誰もが安全・安心に移動し、暮らすことができる環境の整備を図ります。
- [再掲]土地区画整理事業などにより計画的な整備が行われている地区や建築物が密集した市街地においては、それぞれの地区の特性に応じ、居住環境の改善を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。
- [再掲]良好な居住環境が形成されている市街地や土地区画整理事業などにより計画的に整備された市街地では、地区計画や建築協定などの制度を活用し、良好な居住環境の維持・保全を図ります。
- [再掲]住宅団地においては、道路・公園などのインフラや教育・公共公益施設などの既存ストックを活かした住環境の維持や、多様な世代が居住する居住環境の形成を図ります。
- 犯罪の未然防止と発生時には迅速に対応できる体制を構築するとともに、防犯パトロール隊の育成などにより市民主体の防犯活動を促進し、地域の防犯力を高めます。

③地域コミュニティの維持に関する方針

- 地域運営委員会をはじめ、地域の実情に応じたプラットフォームの構築や、地域活動のデジタル化、担い手の育成、市民のコミュニティ活動の場の充実、ボランティア体制の運営・発展などを通し、市民自治の基盤を強化するとともに、大学や民間企業、ボランティアなど多様な主体の連携により、活発な活動・交流が図られる、持続可能なまちづくりを進めます。
- デジタル技術を活用した新たな地域活動の立ち上げ支援などにより、地域活動の維持・強化を図ります。

4 第4節 千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針付図



- 駅
- インターチェンジ
- 鉄道
- モノレール
- 自動車専用道路(都計道)
- 自動車専用道路
- 主要幹線道路(都計道)
- 主要幹線道路
- 幹線道路(都計道)
- 幹線道路
- 河川
- ▨ 土地区画整理地区
- 公園
- ▨ 緑地
- 駅前広場
- 住宅地
- 商業地
- 工業地
- 大規模施設用地・大学等・供給処理施設用地
- 行政区境界

千葉都市計画区域

0 2,000 4,000 6,000 m

1 : 90,000